

# ウエーバーの大統領制論とワイマル共和国崩壊の憲政史的問題（二）

雀 部 幸 隆

## 目 次

- 一 問題の所在
- 二 モムゼンのウエーバーにたいする究極的批判とその問題点
- 三 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の不可避性（以上本号）
- 四 中間考察（以下次号）
- 五 ワイマル共和国末期の大統領政府体制の意義
- 六 結語

## 論 一 問題の所在

筆者は最近『ウエーバーと政治の世界』を発表し（一九九九年四月、恒星社厚生閣）、W・J・モムゼンが主著『マックス・ウエーバーとドイツの政治 一八九〇—一九二〇年』（原書第二版一九七四年、邦訳未来社版一九九三・一九九四年）で提示したウエーバー像との対決をつうじて、筆者の観点から妥当と思われるウエーバー政治論の全体像をひとまず描き出すことができたようだ。最後になお一つ重要な問題が残された。それはつぎの問題である。

さて、ウエーバーの政治論をどのように理解するにしても、いずれにせよ、かれもまたその形成にあずかつたワيمアル憲法が大統領に与えた大きな権限、とりわけ同憲法第四八条の規定は、やがてワيمアル末期に「大統領内閣」とか「大統領政府」といった「権威主義的体制」を生みだし、それを踏み台にして、ヒトラーは（形式的には）「合法的に」権力を掌握したのではなかつたか。だとすればウエーバーは、やはりワيمアル憲法の父たちの一人として、なるほどかれ自身は第四八条の直接の生みの親ではなかつたにせよ、いずれにしてもかれは大統領に強力な権限を与えることに入一倍強く固執したのであるから、ヒトラーの権力掌握に思わずして道を開く——少なくともそれを行なにがしか可能にする——政治システムの構築に荷担した責任を問われなければならないのではないか、と。

こうした疑問を提起し、しかもその疑問に肯定的な回答を与えたのは、いうまでもなくモムゼンである。<sup>(3)</sup> というよりも、ウエーバーが権力主義者であるとか、自然法的民主主義を価値合理的に信奉しないプログラマチックな民主主義者であるとか、外政優位の（自由）帝国主義者であるとか、「純粹な議会主義」には極めて冷淡であったとか、いう、筆者がすでに前著で触れ対決してきたモムゼンの一連のウエーバー批判は、実は、この「ヒトラーの思わざ

る先駆者」——と言つて強ければ「ヒトラーの政権掌握に意図せずして道をそなえた」——ウェーバーというウェーバーの政治的スタンスへの根本的批判がモムゼンの視座の根底に置かれていたからこそ、次から次へとなされたことができたのである。この、ヒトラーの思わざる先駆者というウェーバー像はモムゼンのいわば究極的なウェーバー批判であり、それに先行するモムゼンのウェーバーへの諸批判はこの究極的なウェーバー批判に支えられ、またそれに収斂する。その意味で、このモムゼンのウェーバーにたいする究極的批判はかれのウェーバー像の礎石をなす極めて重要なテーマである。

それにもかかわらず、管見のかぎりでは、これまでの内外のウェーバー研究において、このモムゼンの究極的テーマにたいして明確で納得の行く反論がなされてはいない。もちろんこのモムゼン・テーマにたいしては、その立論にたいして多少の強引さを感じ、はたしてそこまで言えるのかといった疑念を抱く研究者も少なくないと思われるが、しかしながら、事を分け事理をつくした反論がなされてはいないため、ウェーバー政治論にたいする人々の心証は、濃淡の差はある、いわば灰色のままである。そしてその灰色の霧が晴れないまま、ウェーバー政治論研究への一種のペシミズムが一般化しているように思われる所以である。

だが、こうした情況は不幸なことである。なぜなら、こうしたペシミズムは、まず第一に、ウェーバー政治論研究のウェーバー研究全体にたいしてもつ枢要の位置からして、ウェーバー研究全体に歪みをもたらすからだし、第二に、ウェーバー研究を離れて言つても、先の小著で筆者が明らかにしたように（とりわけ同書の「はしがき」参照）、今日われわれは、政治とは何か、政治において大事なことは何かに關して、ウェーバーから積極的に学び取るべき多くのものを有しているのにもかかわらず、こうしたウェーバー政治論への積極的取り組みを妨げるからである。

そこで筆者は、モムゼンの大著によつてもたらされたウェーバー政治論にたいするこの抜きがたいペシミズムを

私拭するために、以下において、前著に引き続き、また前著をさらに補うべく、右のモムゼンの究極的テーゼにたいするより直接的な批判を試み、モムゼン・テーゼにたいするアンチ・テーゼを提出しよへと思ふ。

とはいへ、事はすべてウエーバー死後の「」に属する。ウエーバーの死後の諸事件に関して、ウエーバーならそれにはどう対処しただろうかを問うてみても、そつとしたことはすべし臆測の域に属する事柄である。<sup>(4)</sup> それゆえ問題は、ウエーバーもまた生みの親の一人となつたワイマル憲法の大統領制の諸規定が、そしてその諸規定に依拠して出現したワイマル末期の「大統領内閣」(das Präsidialkabinett) ないし「大統領体制」(die Präsidialregime) が、はたしてワイマル共和国の崩壊＝ヒトラーの権力掌握の踏み台となつたのか、それとも、本来はむしろ逆にまさに後者を阻止する最後の拠り所となるべきはずのものだったのかという、ワイマル共和国史理解の太い基本線にかかる問題として提出されなければならない。事実、モムゼンもまた基本的にはそうした脈略においてウエーバーの大統領制論を意味づけ、批判しようとしているのである。

といひるや、こまでもなくモムゼンは右の Entweder-oder の問ふにたゞする回答として前者の説に立ち、筆者は後者の説に立つ。ちなみに前者の説は Karl Dietrich Bracher, Die Auflösung der Weimarer Republik, 1. Aufl., 1955 によつて先鞭をつけられたものであり(わが国のワイマル共和国史家の所説は殆どこの系譜に立つ)、後者の説は Werner Conze のそれにたいする書評 Rezension von K. D. Brachers » Auflösung der Weimarer Republik «, in: HZ 183 (1957), S. 378 ff. によって問題が提起され、今日では、筆者の見るといひるや、エルンスト・ルドルフ・フーバーの想入狂迷な『一七八九年以後のドイツ憲政史』第六・第七巻<sup>(5)</sup>によつて、最も詳細かつ最も明瞭に展開されたものである。<sup>(6)</sup> モムゼンはその注記の仕方やワイマル共和国史の基本的理解の仕方から見てグラッハーリズムの見地に立つてゐる<sup>(7)</sup>ことが明らかだが、それにたいして筆者はフーバーの所説が相対的にリーズナブルなものと考へてゐる。

注

- (1) 「」の小著の主要部分は、筆者が一九九七年九月から一九九八年一二月までに本誌第一七〇・一七一・一七二・一七四・一七五・一七六号に発表した六編の論文を元にしている。
- (2) Wolfgang J. Mommsen, Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. 403. ヴォルフガング・J.・モムゼン『マックス・ウェーバーとドイツ政治 1890-1920』、安世舟訳、一九九四年、未来社、六六二ページ。
- (3) Mommsen, a.a.O., S.356 ff. セムゼン前掲書六〇九ページ以下。
- (4) だからまた筆者は前者において「」の問題に立ち入ることを避けたのだが、しかし、事の重要性にかんがみ、敢えて「臆測」の領域に踏み込むのもやむを得ないと考えるにいたった次第である。
- (5) E.R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Kohlhammer, Bd.6, 1981, Ditto, a.a.O., Bd.7, 1984. 以下、それぞれDVFG 6' DVFG 7'を略記する。
- (6) わが国のワイマル共和国史家、特に一般的に言つてドイツ近現代史家のなかで、「」のワーバーの業績と正面から本格的にGegeinandersetzenした研究者は皆無である。「」の点は、故データーレフ・ボイカートのようなワーバーとは体質も志向性も全く異なる——多分正反対の——ドイツ現代史家が、自著『ワイマル共和国』の文献解題で、右のワーバーの諸著作を（ワイマル共和国の）「憲法制定と憲法実践との古典的な叙述を与えていた」ものとして参照をうながしている」とからして（同、小野清美・田村栄子・原田一美訳、名古屋大学出版会、一九九三年巻末「文献解題」10ページ参照）、理解に苦しむ「」と言わねばならない。
- (7) Mommsen, a.a.O., S.410, Ann.161. 邦訳セムゼン前掲書六九四ページ注(161)。

## 二 モムゼンのウェーバーにたいする究極的批判とその問題点

それではモムゼンは、ウェーバーをもつてヒトラーの意図せざる先駆者だとする自説を、憲政史的関連においてどう展開しているか。

かれはまず、「大統領制と議会制システムとの混合」というワイマル憲法の妥協的性格は、期待どおりの特別の柔軟性をなんら發揮せ<sup>(1)</sup>ず、むしろ「責任の有害な曖昧化」をもたらした、という。それは、かれによれば端的には、この憲法体制が「いざとなれば大統領制的統治形態をとることができる」、政治が行き詰まつたときには「大統領とその諸権限、とりわけ憲法第四八条という安全弁がちゃんと取り付けられてあるのだ」という安易な見解を助長し、「議会主義的な責任意識」つまり議会諸政党の統治責任の意識を「眠り込ませた」、ということに表される。<sup>(1)</sup>

だが、一見すれば明らかなように、「眠り込ませた」というのはワイマル憲法とその父たちとにたいする筋違いの論難である。大体、ワイマル憲法において大統領の権力は、その「非常権限」つまり（ライヒへの）義務不履行のラント（州）にたいする強制執行権（憲法第四八条第一項）および国内の「公共の安寧、秩序の回復」を目的とする緊急権（同第二項）を内容とする大統領の「非常権限」をも含めて、「リザーヴの権力」である。ワイマル憲法は——この点はウエーバーの大統領制論においてもそうなのだが——、通例は、その常態的統治システムとして、ライヒ議会多数派の「信任」を受けて統治する「議会制的システム」を予定していた。つまり議会諸政党にたいして、確固たる「議会主義的責任意識」をもつて国家統治に当たることを義務づけ、またそれを期待していたのである。その「責任意識」が「眠り込んだ」のは——「眠り込まれた」のではなく「眠り込んだ」のである——議会および議会諸政党の側の責任であり、ライヒ憲法およびその父たちの責任ではない。「リザーヴの権力」が用意さ

れていたから、それに頼る意識を議会側に起こさせたなどというのは、言うに事欠いたあらぬ責任転嫁であつて、議会にはそもそも「リザーヴの権力」の出番がないようにする責務があつた。「大統領制と議会制的システムとの混合」ではなく「議会制的システム」一本立ちの体制を要求する——モムゼンはそれを要求したいのだが——ことが、当時のワイメル共和国の置かれた内外の客観的諸条件のもとで仮に正当化されえたとしても（筆者は、ウェーバーや他の「ワイメル憲法の父たち」とともに、そうは考へないけれども）、それはライヒ議会がその責務を果たす実績を十分に示してからのことであつただろう。

たしかにライヒ首相および大臣の任命権は、ライヒ大統領が掌握していた。しかし大統領がその任命権を行使するにあたつて、かれの意中にある首相候補とその内閣とが果たして十分な議会多数派の信任を得ることができるかどうか、あらかじめ諸政党への非公式の打診をつうじて確かめておく必要があるのは自明の理であった。<sup>(4)</sup>ドイツではすでに第一次大戦末期に帝国政府の組閣方式の議会主義化が始まつており、組閣にさいして諸政党への君主側の非公式の打診が行われていたのであり、ライヒ大統領がその慣行を踏襲しない理由はなかつた。

E・R・フーバーによれば、ワイメル憲法規範の予定し、また現実に行われもした政府形成の手続は、ライヒ議会内の政党諸勢力の布置状況に応じて様々であつた。

まず、ライヒ議会の議席配分が特定の多数派形成を一義的に可能にすると判断された場合には、ライヒ大統領は、ライヒ首相の任命にあたり、議会多数派との事前協議によって、その提案に従うのが通例であつた。そのさい、ライヒ議会の議席配分が多数派形成の幾とおりもの組み合わせの余地を残す場合には、ライヒ大統領は、ありうべき連立政権の形態に関するても、ライヒ首相および大臣の人選に関しても、政府形成の重要なコントロールタワーとしての役割を發揮することとなつた。

だが、ライヒ議会の議席配分からして多数派形成が可能でなく、それゆえ首相就任の要請を受けた政党指導者が少数派内閣の組閣を大統領に進言せざるをえない場合には、政府形成にたいする大統領の影響力行使はさらに強いものとなつた。連立与党の外部に立つ野党グループの「寛容政策」に頼る少数派内閣は、それだけ一層大統領の後ろだてを必要としたから、ライヒ大統領は、ライヒ首相任命にあたつても、ライヒ内閣の構成に関しても、なお一層精力的に介入せねばならなくなつたのである。<sup>(6)</sup>

議会政治において何よりも重要なことは、議会と議会諸政党とが多数派形成能力を有することである。当時のドイツのようく文字どおり多党体制のもとで連立与党＝連立政権が不可避だつたとしても、ともかく諸政党が、連立与党としてではあれ、多数派形成能力をもつ場合には、政府形成にさいしての大統領の実質的介入の余地は小さく、場合によつては、それがミニマムに抑えられることも可能であつた。ワイマル憲法が元来期待していたことは、こうした状況の実現であつた。それが早くも一九二〇年六月のライヒ議会選挙における（社会民主党、中央党、民主党からなる）「ワイマル連合」の敗北以降、実際には極めて困難になつたとしても——一九一九年二月から一九三〇年三月までの一年間にライヒ内閣が一六回交代し、内閣の平均寿命が八ヶ月だったという数字が、それを端的に物語る<sup>(7)</sup>——、それはもちろん、大統領制を「リザーヴの権力」として設けたワイマル憲法とその父たちとの責任ではない。いや、ワイマル憲法の父たちは、ウエーバーにかぎらず、まさにこのドイツ・ライヒ議会の多数派形成能力の著しい弱さ、そのほとんど絶望的なまでの脆弱性を、一方であらかじめ深く懸念していたがために、「リザーヴの権力」としての大統領制の諸規定を憲法の中に組み込まざるをえなかつたのである。

その点に関してハーゲン・シュルツエも『ワイマル ドイツ 一九一七—一九三三年』（一九八二年）のなかで次のように述べている。「これまで、この点で「大統領制と議会制的システムとの並存」という点で……引用者】ワ

イマール憲法の父たちの理念を批判するのがお決まりのことだつたが、しかし、いまやその知恵・・・を賞讃すべき時である。つまり、よくバランスのとれた好天候用の憲法 (die wohbalancierte Schönwetterverfassung) の門構えの背後に、悪天候用のリザーヴの憲法 (eine Reserveverfassung für schlechte Zeiten) が控へていたのだ。その悪天候用に役立つ憲法上の規定は、ライヒ大統領の国民選挙と憲法第四八条を用いるその権限との二つである。<sup>(8)</sup>

ハーゲン・シュルツエによれば、ライヒ初代大統領のフリートリヒ・エーベルト——かれは国民選挙によつてではなく議会によつて選出された大統領だつたが——の在任期間中（一九一九年二月—一九二五年一月）に、すでに憲法第四八条にもとづく大統領命令が一三五件発せられたという。これはワイマル共和国の船出がいかに多難なものであつたかを如実に示す数字だが、そのうち四四件は経済的緊急事態に対処するためのものであつた。<sup>(9)</sup>

たしかにモムゼンのいうように、経済的緊急事態に対処する大統領の非常権限の行使は、ワイマル憲法の父たちの想定外のことだつたかも知れない（モムゼンは、ワイマル憲法第四八条は帝国憲法第六八条の戒厳状態に関する規定に代わるものとして設けられたものであつて、それゆえ、経済的緊急事態にたいするその適用はワイマル憲法の拡張解釈として問題がある、といふ<sup>(10)</sup>）。しかし、そうした権限行使はワイマル憲法第四八条の文言になんら違背するものではなかつた。当然の事ながら、ワイマル憲法の父たちにしても、一九二三年／一四年のドイツを襲つた天文学的数字にのぼるインフレーション、そして最悪時にドイツで八〇〇万の失業者を数えることとなつた（ハインツ・ヘルネ『ヒトラー独裁への道』朝日選書、一五〇ページ以下）一〇年代末一二〇年代初めの世界大恐慌を予見することはできなかつたのであって、かれらとしても、経済的社会的緊急事態に対処するための国家元首による非常権限の行使には思い及ばなかつたのかも知れない。だが、いつたんそうした経済的社会的緊急事態が発生したとき、合憲的な対処の方法としては、第四八条にもとづく大統領の非常権限の行使以外に方策はなかつただろう。それとも、ライヒ議会が直ち

に一致結束して緊急事態に対応できたか。緊急事態に対処するライヒ政府の諸施策を、ライヒ議会は文句なく支えられた」とができたか。もしそうであったのなら、議会は国家統治を *mitbestimmen* する能力を立派に実証してみせたのであって、大統領の出る幕はなかったわけである。だが、實際にはそうでなかつたからこそ、すでにエーベルトは、経済的緊急令に限つても、四四件の大権行使を余儀なくされたのである。ヒンデンブルクの時代になると、事態ははるかに深刻になり——とはいえ、かれが大統領に就任した一九二五年から一九三〇年までの五年間には、第四八条の適用は一度もない——、「經濟・財政の安定のための」、あるいは「經濟的財政的社會的緊急事態を除去するための」、<sup>(44)</sup> 大統領の緊急命令なし強制命令が、一九三〇年に五件、一九三一年には四四件、一九三二年には六〇件、<sup>(45)</sup> 発せられた。

要するに、ワイマル共和国において、ライヒ議会とその諸政党とが多数派形成能力をもち、国民の統一的な意思形成と國家統治の *Mitbestimmung* の能力を実際に示すことができたと見るかどうか、そして、その能力の欠如がもはや誰の目にも明らかとなつたとき（史実は實際そう経過したのだが）、憲政上の対応策として何がなされるべきだつたと考えるかが、ワイマル共和国史理解の眼目である。モムゼンも、かれの依拠していると思われるブラッハーも数も、結局この二点にたいする明確な回答を回避している。回避したままブラッハーやは、大統領の非常権限に支えられた「大統領内閣」を最初に組閣したブリューニンクをもつて、「ドイツ民主主義のこの解体過程の最初の宰相」、つまりヒトラーの政権奪取に収斂する「ドイツ民主主義」の解体過程を開幕した「最初の宰相」と断じており、モムゼンもまた、（ブリューニンク内閣に始まる）「大統領諸内閣がナチスによる擬似合法的な権力掌握を可能にする道を開いたのだ」と述べている。<sup>(46)</sup>

ブラッハーやは、ワイマル共和国の解体を論じた大著において、ブリューニンク内閣に先立つミュラー大連合内閣

をもつて、「本来の議会に依拠する政府」は「最後」となつたと見なしているが<sup>(15)</sup>、それならば、ブリューニンク「大統領内閣」以外の選択肢が現実にあつたのかどうか、あつたとすれば、それはいかなる形で可能だつたか、という肝心かなめの問題には、かれはなんら言及することなく、官僚機構、軍部、司法機関等々における「保守的右翼的」傾向の支配について多言を費やしながら、結局、ブリューニンク、パーベン、シュライヒャーと続く大統領諸内閣がヒトラーの「合法的な権力掌握」の道をなえをしたとし、その悲劇的な「拡張解釈」の可能性を予想する」ともなく第四八条を憲法に組み込んだワイメル「憲法創始者たちのオブティミスティックな気分」を批判した<sup>(16)</sup>。この点からしても、モムゼンがブラッハーに依拠していることは明らかだろう。

ちなみに、官僚機構や軍部等々において「保守的右翼的気分」が支配しており、国民大衆の間でワイメル共和国の人気が芳しくなかつたのは、なにも驚くにはあたらない。なんといつても共和制の民主制はドイツで初めての実験であり、それが国民諸階層の間で直ちに支持が得られないのは、悪名高い「ドイツ特有の道」のせいでも何でもなく——それに H・W・コッホが *A Constitutional History of Germany in the Nineteenth and Twentieth Centuries* (Longman, 1984), p.236 f. すでに指摘しているように、どこの国歴史過程でも、それぞれ歴史的地政学的諸条件に規定された「特有の道」である——、当たり前の話である。そもそも举証責任、つまり共和制的民主制によって立憲制的君主制によるよりもずっと統治の実があがることを実証してみせる責任は、共和国擁護派、民主派の側にあつたからである。こうした觀点は、カリスマの実証であろうと何であろうと、およそ「実績証明」を重視したウエーバーの見解に多少ともなじんだ者には自明のものだが、遺憾ながら、モムゼンにはその点でウエーバーの薰陶を受けた形跡はない。かれもまたヒンデンブルクとその取り巻き連や支持勢力の「保守的右翼的傾向」について多弁を弄しているからである。だが、ウエーバー的觀点からすれば、かりにそうだとして、だからどうだというのか、

ということになる。だからこそ、議会内の共和国擁護派・民主派は、それだけ一層「統治能力」を実証して見せる必要があつたのではないか、と。

ところが實際には、それどころか、たとえばワイマル共和国発足いらい（一九三三年七月選挙まで――）の選挙でナチスが第一党となる――）第一党の地位を占めつづけてきたドイツ社会民主党は、たとえば一九二三年一月二日、第二次シユトレーゼマン大連合内閣がザクセン州の社会民主党＝共産党連立政権（州政府）の極左主義的行動を抑えるためにライヒ強制執行を断行したことをきっかけに、同内閣から三閣僚を引き揚げ<sup>(18)</sup>、そしてそれに追い打ちをかけるようにして同年一月二三日、その残骸内閣にたいする不信任決議案賛成にまわることによつて、シユトレーゼマン首相を失脚させたし<sup>(19)</sup>、さらに決定的には、一九三〇年三月――この時期はまさに社会民主党のヘルマン・ミュラーを首班とする大連合内閣の時期である――、失業保険財政赤字問題に関連して（折からの大恐慌によつてライヒの失業保険給付は急増した）、労使共に負担すべき保険料率の引き上げをめぐつて連立与党内で人民党（DVP）との間に対立が生じたとき、同党（社会民主党）が民主党のオスカー・マイヤーと中央党議員団長ブリューニンクとが共同で作成した最終調停案を拒否することによつて、ほかならぬ自党主首班のミュラー大連合内閣を窮地に追いや込み（ヘルマン・ミュラー首相本人、カール・ゼーフェリンク内相、ローベルト・シュミット経済相の社会民主党の三閣僚は調停案に賛成した）、同年三月二七日、同内閣を総辞職させた。当時の同党のスポーツマンは、わが党は「架空の国益をプロレタリア階級の利益より優先させること」を拒否するとして、党の致命的愚行を正当化したという。<sup>(20)</sup>

「本当に使い物になる議会制的新秩序がドイツに生まれるかどうか、これはまだ何とも言えない事柄である。その成立は右翼がそれを妨害するかも知れないし、左翼の取り逃がすところとなるかも知れない。このあとのはうの可能性もわれわれは考慮しておかなくてはならないのである。けだし民主制や議会制にもまして重要なのは、何と

いつでも国民の生活利害だからである」（強調は引用者）という「新秩序ドイツの議会と政府」（一九一八年五月、単行本刊行）「序文」におけるウェーバーの危惧と提言は、まさに正鶴を射たものだったのである。

こうした「実績」を前提して考えるなら、モムゼンが「大統領内閣」システムへの alternative 提出のつもりで記している次のようなレトリカルな問い合わせにたいしては、到底、首を縦に振るわけには行かないだろう。

「ライヒ議会が機能不全に陥つたからこそ大統領内閣は出現しえたのであり「〔しえた〕」ではなく、「せざるをえなかつた」、「しなければならなかつた」のである——引用者。以下同じ】、そしてそれら諸内閣がナチスによる擬似合法的な権力掌握を可能にする道を開いたのである「いや、そうではなく、大統領内閣システムこそがナチスとヒトラーとの全体主義的、主権的独裁を防ぐ僅かに残された最後の手段だった」という見方がありうる】。そのことはまったく疑う余地がない。しかし、誤つて国民にたいする唯一究極の責任の附託者と見なされた大統領という制度がもし存在しなかつたとすれば、議会制の危機情況からの脱出の方策として、あのように危険な道を探ることができただろうか「では、どんな「道」がありえたというのか】。民主諸政党は、大統領の恩顧を後ろだてとする権威主義的諸政府にたいして寛容政策を採つておれば——これら諸政府の追求する政策目標そのものは到底容認しがたいけれども——なんとか国民社会主義の毒杯を取り去つてもらえるのではないかと、あだな期待をいだいて手を拱いてなんかいないで、互いに結束し、勇をふるつて共和国救出の決然たる戦いに立ち上がるべきではなかつたか。おそらく——遺憾ながら、こう言わねばなるまいが——民主諸政党が立ち上がつたとしても、ヒトラーは権力掌握に成功したことだろう。だが、その場合には、ドイツの議会主義も民主諸政党も、もう少し名譽ある終焉を迎えたことだらう。<sup>44</sup>

要するにモムゼンは、「ライヒ議会が機能不全に陥つた」とき、「民主諸政党」が「互いに結束し、勇をふるつて共和国救出の決然たる戦いに立ち上がるべきだった」というのだが、それでは、かれは「民主諸政党」が一体どう

すればよかつたと言うのだろうか。

ライヒ議会では、すでに一九三〇年九月の総選挙の結果、ナチスと共産党との両極政党の議席の比率が合わせてほとんど三二パーセントに達し（議会の機能不全）、一九三二年七月の総選挙以降は、両極政党だけでライヒ議会の議席の過半数を制している（議会の完全な機能麻痺<sup>23</sup>）。こうした情況のもとで、とりわけ一九三二年の夏以降は、いようところの「決然たる戦い」の内容が、議会内の行動でありえようはずがなかつただろう。「民主諸政党」が、それぞれ正反対の思惑からではあれ「議会制システム」を破壊するためにだけ議会を「利用」しているナチスや共産党——しかも両党はそのことを隠していない——を抱き込むなどということは、まかり間違つても出来る相談ではなかつたからである。だとすれば、「民主諸政党」は議会外でゼネストでも組織すれば良かつたというのか。だが、いかなる展望のもとに？ それとも、ひょっとしてモムゼンは、社会民主党＝共産党枢軸の「人民戦線」でも組めば良かつたと言うのだろうか。当時、コミニテルンの指令により、「社会ファシズム論」＝社会民主党主敵論に立脚していたドイツ共産党が、それを拒否しただろう（それどころか、ドイツ共産党は、一九三二年一月六日のライヒ議会選挙の直前に、ナチスと組んでベルリンの交通ストライキを強行した<sup>24</sup>）。百歩譲つて共産党がそれを拒否しなかつたとしても、「人民戦線」を組んでどうせよというのか。武装蜂起でもせよというのか。ナチスはすでに当時数十万の「突撃隊」を擁していくし、隊員数、軍装備、戦闘意欲、戦闘技術のいずれの点においても、社会民主党政系の「国旗団」や「防衛隊」、共産党政系の「赤色戦線戦闘者同盟」よりもはるかにぬきんでた力をもつていたナチス「突撃隊」<sup>25</sup>は、願つてもない好機到来とばかりに反転攻勢に出、それまでの議会を「利用」した似而非合法革命の仮面戦術をかなぐり捨てて、一気にクーデタによる政権奪取を目指しただろう。そうなれば、事態は、たとえば一九三二年七月にハンブルクのアルトナで共産党とナチスとの間で起きた内戦の全面化＝全国化であり、内戦

鎮圧のために、これまで「突撃隊」の断固たる鎮圧を躊躇していたドイツ国防軍も、さすがに重い腰を上げざるをえなかつたことだろう。その成り行きがどうなるうと、その結果、モムゼンのいうように「議会制民主主義」が「民主諸政党の決然たる戦い」によつて救出されるどころか、それが実際に起つたよりももつと早く「死」を迎えていたことだけは確かである。

さて、こうして見てくると、マックス・ウェーバーは、なんともミゼラブルな論拠にもとづいて、ヒトラーの政権掌握の意図せざる露払い役に仕立て上げられたものと言わざるをえない。これまで内外のウェーバー研究のなかで、このモムゼンの所説が一度たりともまともに正面切つて論駁されたことがないのが不思議なくらいである。だが、人がワイマル共和国崩壊に関する、とりわけその末期の「大統領体制」の役割にたいする、ブラッハー系譜の理解にとらわれているかぎり、このモムゼンのかもし出したウェーバーにたいする曖昧模糊とした、それだけにいかにも意味ありげな嫌疑の霧は、くまなく晴れはしないだろう。そこで筆者は、以下、エルнст・ルドルフ・フieberをはじめ、ハーゲン・シュルツエ、ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーらの比較的最近のワイマル共和国憲政史・政治史の諸研究に依拠しながら、「大統領体制」にたいするブラッハー＝モムゼン的な理解とは正反対の理解の仕方を示そうと思う。そのほうが筆者には、「大統領体制」の理解の仕方としては、いつそリーズナブルに思えるからである。

注

- (1) Mommsen, a.a.O., S.405. モムゼン、前掲邦訳六六五ページ。  
(2) Hagen Schulze, Weimar, Deutschland 1917-1933, Siedler Verlag, 1982, S.324.

- 説論
- (3) 球都『ヒーナーの政治の実業』前掲、111〇112—3。
- (4) Huber, DVFG 6, S.47.
- (5) Huber, DVFG 5, S.388 ff., 535 ff.
- (6) Huber, DVFG 6, S.50 f.
- (7) Huber, DVFG 7, S.739.
- (8) H.Schulze, a.a.O., S.98.
- (9) H.Schulze, a.a.O., S.99.
- (10) Mommsen, a.a.O., S.403. ハウゼル、前掲書六六一～二。
- (11) H.Schulze, a.a.O., S.99. Vgl.auch Huber, DVFG 7, S.803 f.
- (12) H.Schulze, a.a.O., S.100.
- (13) K.D.Bracher, Brünings unpolitische Politik und die Auflösung der Weimarer Republik : VfZG 19, 1971, S.123. Zitiert in Werner Conze, die Reichsverfassungsreform als Ziel der Politik Brünings : Hg.von Michal Stürmer, Die Weimarer Republik, 3.Aufl., FAM.1993, S.345.
- (14) Mommsen, a.a.O., S.406. ハウゼル、前掲書六六一～二。
- (15) Bracher, Die Auflösung der Weimarer Republik, Droste Taschenbücher Geschichte, 1984, S.32.
- (16) Bracher, a.a.O., S.56 f.
- (17) Mommsen, a.a.O., S.405 f. ハウゼル、前掲書六六一～二。
- (18) ハーリッヒ・アイク著、教科書編訳『ワイマル共和国史』ハーリッヒ社、一九八四年、七六八一～八以下。
- (19) アイク、同上、九八八一～八以下。
- (20) アイク、教科書編訳『ワイマル共和国史』ハーリッヒ社、一九八六年、一九八八一～八以下。

- (21) アイク、同上、III〇一ペーン。  
(22) Mommsen, a.a.O., S.406. モムゼン、前掲書六六七ページ。  
(23) Huber, DVfG 7, 735 f.  
(24) アイク、救仁郷繁訳『ワイマル共和国史』IV、ペリカン社、一九八九年、二五一ページ以下。  
(25) Huber, DVfG 6, S.264 f, 291.  
(26) ハインツ・ベーク著、五十嵐智友訳『ヒトラー 独裁への道』朝日選書、一九九一年、二六一ページ以下。

### III ワイマル共和国末期の「大統領政府体制」の不可避性

さて、一九三〇年三月三〇日ハインリヒ・ブリューニング内閣成立に始まり同三三一年一月二八日クルト・フォン・シュライヒャー内閣総辞職に至る——なお、ヒトラーの首相就任はその二日後の一月三〇日である——ワイメル末期の大統領内閣ないし大統領政府体制に関し、プラッハーエモムゼン的理解に対し筆者の提示しようと考えるテーゼは、以下のとおりである。

(一) この大統領内閣ないし大統領政府体制は、一九三〇年三月二七日ヘルマン・ミュラー大連合内閣総辞職以降は、もはや不可避であった。(1) それは、当時の危機的状況のもとで、「国家の『統治可能性』」(die "Regierbarkeit" des Staats) を保障し、「国家的統一を維持する」ための唯一の手段であった。(2) それは「ワイマル共和国の『再立憲主義化』」(die "Rekonstitutionalisierung" des Reichs) の方向をはらむ「委任的独裁」(die kommissarische Diktatur)

であった。（四）そしてその「委任的独裁」は、まるでヒトラーの「全体主義的独裁」（die totalitäre Diktatur）＝「主権的独裁」（die souveräne Diktatur）を防ぐための唯一の alternative<sup>(4)</sup>、「最後のチャンス」であった。（五）ワイマル共和国の崩壊＝ヒトラーの権力掌握は、この大統領体制の成立によつてではなく、まるにその「挫折」によつてもたらされたものである。<sup>(5)</sup>

まず、（一）のワイマル末期における大統領体制の不可避性の問題から説明を加えよう。

一九三〇年三月二七日、社会民主党、民主党（同党は同年七月二七日以降はドイツ国家党と名乗ることとなる）、中央党、人民党を与党とするミュラー大連合内閣の崩壊以降は、もはや国民投票による直接の選出という民主的正統性基盤に立脚したライヒ大統領の、ライヒ首相およびライヒ大臣の任免権、ライヒ議会の解散権、軍統帥権、そしてライヒ憲法第四八条にもとづく緊急権、に依拠した「大統領内閣」以外には、ライヒ政府形成の選択肢は存在しなかつた。

たしかに「大連合」からの社会民主党の離脱＝ミュラー退陣のあと、中道諸勢力とブルジョア右派とが連立して「少数派内閣」を組閣するという形で、議会主義的政府を作る道が純形式的には全く考えられなくなつたが、しかし、国家人民党が前年（一九二九年）一二月三日、ワイマル体制を強硬に批判するアルフレート・フーゲンベルクの指導下に入つてからといふのは——だが、フーゲンベルクの国家人民党といえども、ナチス、共産党の両極急進政党とは異なり、ワイマル憲法体制の明確な「打倒」を目指したわけではない。一九三一年秋のいわゆる「国民的反対派」（nationale Opposition）を結集した「ハルツブルク戦線」におけるナチスと国家人民党とのあいだの不

協和音はそのことにも起因する——、そのための前提条件もまた失われた。<sup>(7)</sup>

こうして一九三〇年三月三〇日、ブリュニンク大統領内閣が成立するが、この内閣は、社会民主党が当初の硬直した大統領内閣反対の態度を改めて「寛容政策」に転換してからのちは、まだしもある程度まで議会に依拠した「少数派内閣」としての性格をも残していたといえるかも知れない。

社会民主党が「寛容政策」に転じた直接のきっかけは、一九三〇年九月のライヒ議会選挙におけるナチスの地滑り的勝利であった。

ナチス支持票は前回一九二八年五月総選挙時の約八〇万票（得票率二・六パーセント）から一挙に六四〇万票（同一八・三パーセント）に増え、同党はライヒ議会の議席を一二から一〇七へと急伸させた。共産党も得票率を一〇・六パーセントから一三・一パーセントへ、議席数を五四から七七へと増やしたが、その党勢の増大も、ナチスの大躍進とは較べるべくもなかった。

それにたいして既成諸政党は、中央党とバイエルン人民党との両カトリック政党を除いて、この選挙で大きな打撃をこうむつた。国家人民党は、前回一九二八年選挙時点と較べて、得票率を一四・三パーセントから七パーセントへと半減させ、人民党は同じく八・七パーセントから四・五パーセントへ、国家党（民主党の後身）は四・九パーセントから三・八パーセントへ、社会民主党は二九・八パーセントから二四・五パーセントへと減少させた。この選挙ではまだ社会民主党が第一党の地位を保つてはいたものの、ナチスは一躍第二党に進出し、ナチスおよび共産党の両極政党はライヒ議会で合わせて三二パーセントの議席数を確保するにいたつたのである（一九二八年時点では両政党の議席数は合わせて一三パーセント少々）<sup>(8)</sup>。

このナチスの地滑り的勝利は、ドイツ政治史上空前の出来事であつたばかりか、ハインツ・ヘーネも言うように、

世界史上もかつてない「途方もない事態」であった。なにしろ「国家に敵意を持ち、反デモクラシーを叫ぶ大衆政党が投票用紙によって政権の座に近付いてきた」からである。「一九一七年にロシアの支配権を手中にしたボリシイキは、ひとにぎりの職業革命家の集団だったし、一九二二年にローマへ進撃して政権を奪ったのは、二万六千人の結社『黒シャツ隊』だった。ところが、このドイツに出現したのは、選挙で正式に認知された合法政党で、得票率は一八・三パーセントにも達し、明日にもひょっとして別の選挙でもっと高い得票率を得るかもしれない政党なのだ。」事実、一九三二年七月総選挙では、ナチスは三七・四パーセントと得票率を一九三〇年時点からさらに倍増させ、議席数も一〇七から一二三〇へと倍以上に増やしてライヒ議会第一党に躍り出る。それにたいして、そのとき第二党の社会民主党は、得票率を一九三〇年時点の二四・五パーセントから二一・六パーセントへ、議席数を同じく一四三から一三三へと減少させるのである。<sup>10)</sup>

こうした一九三〇年九月総選挙の結果を見て、社会民主党は、ブリュニンク内閣が倒れるようなどにでもなつたら、ナチスと国家人民党との協同によるファシズム独裁が成立するかもしれない、それならブリュニンク大統領内閣はまだしも同党の寛容できる「最小の害悪」(das geringste Übel) として、同内閣にたいする「寛容政策」へと方向転換を図るのである。<sup>11)</sup>

もつとも、社会民主党がブリュニンク内閣にたいして「寛容政策」を採用した理由はそれだけではない。当時、プロイセン州では同党のオットー・ブラウンを首班とする（社会民主党、中央党、民主党＝国家党からなる）ワイメル連合政府が存続していたが、もし社会民主党がミュラー内閣倒壊→ブリュニンク内閣成立当初に採っていたブリュニンクにたいする不寛容政策を一貫して続けるなら、ブリュニンクはプロイセン州の中央党组织に圧力をかけ、中央党を同州のワイメル連合から離脱させてブラウン州政府を倒壊させる恐れが十分にあった。そこでオット

一・ブラウンやライヒ前首相ヘルマン・ミュラーらがイニシアティヴをとつて、社会民主党にブリューニング内閣にたいする「寛容政策」へと党是を転換させたのである。社会民主党の党是の転換のより直接的で現実的な理由は、むしろこの事情の方に求められるだろう。<sup>〔12〕</sup>

だからまた一九三二年四月二十四日のプロイセン州議会選挙で同州のワイマル連合が手痛い敗北を喫したとき、社会民主党のブリューニング内閣、一般に大統領内閣にたいする「寛容政策」の現実的基盤は失われる所以である。ちなみに、この州議会選挙で、ナチスは三六・三パーセントの得票率を得て州議会総議席四二三中の一六二議席を獲得する（一九二八年の州議会選挙では同党的議席が僅か六議席しかなかったことを想起すると、「赤いプロイセン」における危機段階での同党的躍進がいかに凄まじいものであつたかが分かる）。もちろん同党がプロイセン州議会第一党であるこれまで同州政府の与党を構成してきたワイマル連合についていえば、中央党はほぼ現状維持の議席を保つたが——カトリック党組織がワイマル期をつうじ一貫して確固たる支持基盤を保持したのは注目すべき事実である——、社会民主党は一九二八年時点の一三七から九四へと大幅に議席を失い、国家党（民主党）にいたつては、同じく二二議席から僅か二議席へと議席数を惨落させる。なお、国家人民党は一九二八年時の八一から三一へと議席を半分以下に減らし、人民党は同じく四〇から七へとやはり議席数を惨落させる。<sup>〔13〕</sup>

さて、それはともかく、一九三〇年九月のライヒ議会選挙の結果は、すでに「ワイマル憲法の機能障害」(die Verfassungsstörung)<sup>〔14〕</sup>を惹起するに十分な事態であった。この選挙で、すでに見たように、ナチスと共産党といつワイマル憲法体制の打倒を目指す両極政党が合わせてライヒ議会総議席の三二一パーセント近くに達した結果、——それにワイマル憲法体制への硬直した批判に固執する国家人民党が加わる——、議会の有効な機能を保障する議会多数派の形成はもはや実質的には不可能となつた。この時点では、議会多数派をもとに政府を作る」とも、「議会の

寛容を当て込んだ少数派内閣」を作るというワイマル中期までにしばしば試みられた便法に戻ることも——ブリューニング内閣は「議会の寛容」を当て込んだ少数派内閣ではなく、社会民主党一党の寛容に依拠した（それも社会民主党左翼の反発によってしばしば揺さぶられる）大統領内閣である——、もはや不可能であった。<sup>145</sup>

ところが、さらに次の総選挙が実施された一九三二年になると、およそ「議会主義的統治形態」を探ることは絶対に不可能となつた。一九三二年七月のライヒ議会選挙で、ナチスはすでに見たように三七・四パーセントの得票率と一二三〇の議席とを獲得し、共産党は一四・五パーセントの得票率と八九議席とを獲得し、両党合わせてライヒ議会総議席の五二・五パーセントの議席を得た。同年一月のライヒ議会選挙では、ナチスは得票率三三・一パーセント、議席数一九六と、両者ともにかなり減少させるが、逆に共産党はそれぞれ一六・九パーセント、一〇〇と、得票率議席数とともに増大させる<sup>146</sup>。その結果、両党の議席はライヒ総議席の五〇・七パーセントと、前回の七月総選挙の時よりは若干比率を減少させるけれども、しかしいずれ一九三二年の（一回の）総選挙によつて、憲法打倒勢力がライヒ議会の過半数を占めるにいたつたのである。これはもはやワイマル「憲法の絶対的な機能麻痺」（die absolute Verfassungsstörung, die Verfassungsnotstand）の情況の現出であつた。なぜなら、この右左の両極政党が過半数を制するライヒ議会は、政府にたいする破壊的な不信任案の可決をはじめ、議事妨害、予算案、通常・緊急議案の否決その他、ありとあらゆるネガティヴな事案の議決はなしうるが、およそ議会のポジティヴで建設的な機能を遂行することは絶対に不可能だからである。こうしてライヒ議会という国家最高の機関の一つが完全な機能麻痺の情況に陥つたのであるから、ワイマル憲法情況の非常事態（eine Verfassungsnotstand）が出現したわけである。こうした非常事態を前にして、ワイマル憲法が「好天候時」に予定した議会主義的政府形成の余地がなく、議会およびその諸政党に超然とした、しかし国民投票的民主的正統性に立脚する、「大統領内閣」形成がミュラー

大連立内閣崩壊後のワイマル末期の政府形成の唯一可能な形態となつたことは、むしろ当然の成り行きであった。

もちろん、この間、あくまでも議会主義的統治形態に固執する動きがなかつたわけではない。ブリューニンクは、すでにそのライヒ首相在任期間中に、一九三〇年九月のライヒ議会総選挙におけるナチスの最初の地滑り的勝利を目の当たりにして、ナチスとのあいだで入閣交渉を試みるし——この時点におけるライヒ議会多數派の形成およびそれにもとづく「議会主義的政府」形成の条件は、黒（中央党）＝褐色（ナチス）連合にフーゲンベルクの国家人民党が加わる連立の成立である——、その交渉があくまでも政府首班と軍・警察権力を掌握する閣僚ポストとの獲得にこだわるヒトラーの強硬姿勢に逢着して失敗したあとも——ヒトラーは、ライヒ政府の場合であろうとブロイセン州政府の場合であろうと、ナチスにたいして持ちかけられたあらゆる入閣ないし連立政府形成の交渉にさいして、その後も最後まで一貫してこの強硬姿勢を崩さない。ブリューニンクはこのヒトラーの要求を拒否する——、一九三二年四月のブロイセン州議会選挙においてナチスが三六・三パーセントの得票率を獲得して州議会第一党に躍進した時には（これは一九三二年七月のライヒ議会選挙の前触れであった）、ブリューニンクはふたたびナチスとのあいだでブロイセン州政府形成のための（ただし、やがてライヒ政府形成をにらんだ）連立交渉を再開する。<sup>23)</sup>

ただブリューニンクは、いずれの場合にも、政府指導権を一手に掌握しようと企てるヒトラーの強硬姿勢に乗ずる隙を与えるなかつたため、ブリューニンク内閣時点では、中央党とナチスとの連立交渉は、それ以上の進展を見なかつた。

しかし、ブリューニンク退陣→パーベン内閣成立後は、ルードヴィヒ・カースを党首とする中央党首脳部は、党の意向に反してライヒ首相就任を受諾した中央党員パーベン憎しの感情も手伝い——周知のようにパーベンはただちに中央党を離党する——、また、当然のことながら、一九三二年のライヒ議会選挙において三七・三パーセント

の得票率を獲得したナチス大躍進の衝撃を受けて、黒<sup>22</sup>褐色連合を基軸としたライヒ議会多数派の形成と、それにもとづく「議会主義的政府」の形成とをめざして、ナチスとの連立交渉を執拗に追求する。しかも最終段階では中央党首脳部は、ヒトラーの政府主導権掌握の要求にたいして譲歩する姿勢<sup>23</sup>を示すのである。中央党首脳部の見るところでは、ブリューニング内閣とともに成立した大統領政府体制はあくまでも危機乗り切りのための例外的便法であつて、ブリューニング内閣が退陣に追い込まれたあとでは、それは可及的にすみやかに議会多数派に立脚する「議会主義的政府」というワイマル憲法の予定した憲政の常道への復帰によつて取つて代わられるべきものであつた、その議会多数派の形成が獲得得票率・議席ともに抜群の第一党たるナチスとの連立抜きに不可能だとすれば、われわれは黒<sup>24</sup>褐色連合結成（に加えてブルジョア右派の取り込み）を躊躇する理由はない、しかもヒトラーからはあくまでもワイマル憲法<sup>25</sup>＝法治体制遵守の約束を取り付けるのであるから、かりにヒトラーのライヒ首相就任要求を認めたとしても、かれが右の約束を反故にする動きを見せた場合には、われわれは「連立離脱のカードをちらつかせる」ことによって、それを阻止することができる。中央党首脳部は、そうした観点から、ワイマル共和国の最終段階で、もはや遅きに失した感が否めないとはいへヒトラーとその指導下にあるナチスとの軍事対決をも覚悟したシユライヒヤー・ライヒ首相の——ナチスとの対決にさいしての——中央党への協力要請を拒否し、シユライヒヤー大統領内閣打倒の重要な一翼を担うこととなるのである。<sup>26</sup>

だが、この中央党の執拗に追求した黒<sup>27</sup>褐色連合を基軸とする（ワイマル共和国の）危機の「議会主義的」解決は、似而非なる<sup>28</sup>解決であり、その「議会主義」および「議会主義的統治形態」は「似而非なる」議会主義、「似而非なる」議会主義的統治形態である。<sup>29</sup>ヒトラーはワイマル憲法体制を打倒するためにワイマル憲法の形式的手続きを固執したのであり（「破壊的な憲法形式主義」）、議会主義を廃絶するために議会主義を利用したのであって、ひとたび

かれがライヒ首相の座につき、またライヒおよびプロイセン州の警察権力を統括する閣僚ポストを獲得したなら、つまりその意味で権力の中枢を掌握したなら、憲法＝法治体制遵守の約束など一片の反故にして、全体主義的＝主権的独裁を樹立するため、ありとあらゆる手段を行使するだらうことは明白であつた。それを「連立離脱のカードをちらつかせる」ことによつて阻止できるなどと考えることは、あまりにも旧来の議会主義的政治交渉——日本流に言えば「国対政治」——のルーチンワークにとらわれた姑息な発想であり、なんとしても全体主義的＝主権的独裁を実現しようと考へるヒトラーの断固として強靱な意志と、その意志を貫くためにかれの有している並外れた実力とを、見誤つたものと言わなければならぬ。もちろん、それを見誤つた者は、中央党の首腦部だけではなく、かれらの敵手であつたパーペン、シュライヒヤー、フーゲンベルク（かれらは、中央党首腦部とは異なり、大統領内閣へのナチスの取込みを図る。シュライヒヤーだけは、最終段階で、ナチス内のヒトラー派とグレゴール・シュトラッサー派との分断を目指し、後者を大統領内閣に取り込もうとするのである。後述）、それからオットー・ヴェーレスやルードルフ・ブライトシャイトら社会民主党の指導者たちその他、要するに当時の主な政治家や政界のキーパーソンたちのほとんどがそうであった。だが、いずれにしてもワイマル末期の共和国の危機からの議会主義的脱出の道がもはやさしあたつて存在しなかつたことは確かであり、それにもかかわらず、その期に及んでも、中央党首腦部が危機の——「似而非なる」というべきだが——議会主義的解決に固執したことは、ワイマル憲法体制の実質を救い出すためには何の役にも立たなかつたばかりか、むしろワイマル憲法とその議会主義とを破壊し、全体主義的＝主権的独裁に直接道を開く、最悪の選択だつたと言われなくてはならない。

- 説  
想
- (1) Huber, DVfG 7, S.737.740.  
 (2) Ebd., S.743.  
 (3) Ebd., S.747.  
 (4) Ebd.  
 (5) H.Schulze, a.a.O., S.400.  
 (6) Huber, DVfG 7, S.748.  
 (7) Ebd., S.740.

Henrich August Winkler, Weimar 1918-1933, 2.Aufl., München 1994, S.388. Huber, DVfG 7, S.735 f.  
 ハーベルト・ウインクル、前掲書 | ハーコウ・ウインクル。

(9) H.A.Winkler, a.a.O., S.505 f. ハーベルト・ウインクル、前掲書 | ハーコウ・ウインクル。  
 (10) H.Schulze, a.a.O., S.348. ハーベルト・ウインクル、前掲書 | ハーコウ・ウインクル。

- (11) Ebd., S.348.  
 (12) Ebd., S.348.  
 (13) Huber, DVfG 7, S.954 f.  
 (14) Ebd., S.6.  
 (15) Ebd., S.735 f.  
 (16) Huber, DVfG 7, S.1048 f. H.A.Winkler, a.a.O., S.505 f.  
 (17) Huber, DVfG 7, S.1140 f. H.A.Winkler, a.a.O., S.535 f.  
 (18) Huber, DVfG 7, S.736.

ウェーバーの大統領制論とワイマル共和国崩壊の憲政史的問題（一）（雀部）

(27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19)

Huber, DVFG 6, S.52 f.  
Huber, DVFG 7, S.789 f, 877 f.

Huber, DVFG 7, S.951 f.

Huber, DVFG 7, S.1070 ff.

Huber, DVFG 7, S.1272.

Huber, DVFG 7, S.1073.

Huber, DVFG 7, S.746.

Huber, DVFG 7, S.1272.

Ebd.